

確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金 (経済対策分)

1人につき1万5千円

支給対象者

平成 28 年度臨時福祉給付金 (3 千円)
の支給対象者の方

平成 26 年 4 月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

申請書を
確認じゃ!

- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、昨年 (平成 28 年) 1 月 1 日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。



「臨時福祉給付金」を装う

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

申請内容に不明な点があった場合、市区町村から問合せを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給の為の手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。もし、ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話がかかってきた場合は、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。





支給対象者

・平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方

※平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、平成28年1月1日時点において本部町に住民登録があり、平成28年度分の住民税が課税されていない方です。

ただし、平成28年度分の住民税が課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合(住民税において、課税者の扶養親族等となっている場合)や、生活保護の受給者である場合などは支給の対象外となります。



よくあるご質問

回答

問1

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者でしたが、申請期間の締切に間に合わず支給されませんでした。その場合でも臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象者になりますか？

回答

対象となります。
「平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方」には、支給要件を満たしているにも関わらず、平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を受け取っていない方も含まれます。

問2

自分が住民税を課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

回答

例えば、
●ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
●ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額(チラシ4ページの表1)を超える場合には、基本的に住民税が課税されています。

問3

平成28年1月1日以降に生まれた方、また平成28年1月1日以降に亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

回答

平成28年1月1日に生まれた方は給付金の対象になりますが、平成28年1月2日以降に生まれた方は対象となりません。
また、平成28年1月1日から支給決定されるまでの間に亡くなられた方も、給付金の対象にはなりません。

問4

平成28年1月2日以降に引越しをした場合の給付金の申請先はどこですか？

回答

給付金の申請先は、平成28年1月1日時点で住民票がある市区町村になります。給付金は申請先の市区町村から支給されます。
※平成28年1月2日以降に市区町村の区域を超えて引越しをした場合は、申請先が現在お住まいの市区町村と異なりますので、ご注意ください。

問5

いつ頃振り込まれますか？

回答

申請書提出後、支給審査を経て、振込みまでに1カ月～2カ月ほどかかります。また、審査後、決定通知をお送り致しますので、振込日等は通知にてご確認ください。



支給額

1人につき **15,000円** ※支給は1回です。

申請方法

●申請先：本部町役場 福祉課 「臨時福祉給付金」窓口

基準日(平成28年1月1日)時点で住民票が本部町にある方が対象です。

※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても本部町で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに本部町にお住まいの方については、本部町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談下さい。

●申請期間：平成29年3月1日(水)～平成29年6月1日(木)

※原則として申請期間外の申請は受け付けませんのでご注意ください。

●提出書類：申請書(給付対象者と思われる方に対し、本部町役場より郵送します)

添付資料

全員が必要	一部の該当者が必要
<input type="checkbox"/> 申請書の「1. 申請者・受給者」の 本人確認書類の写し	<input type="checkbox"/> 申請書の「3. 受取方法」で「C.新たに指定した、金融機関口座への振込を希望」を選択した方は、 指定の金融機関口座の通帳かキャッシュカードの写し (金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる写し)
<input type="checkbox"/> 申請書の「2. 支給対象者」全員の 本人確認書類の写し	<input type="checkbox"/> 支給対象者を扶養する方の平成28年1月1日時点の住所が本部町以外の場合は、 扶養する方の平成28年度の非課税証明書
※申請書の「3. 受取方法」で「A.平成28年度臨時福祉給付金と同じ金融機関口座への振込を希望」される方は金融機関口座の通帳かキャッシュカードの写しは不要です。	<input type="checkbox"/> 「法定代理人等が代理申請・受給を行う場合」は 代理人の本人確認書類の写し

給付金受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込による支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

支給対象者診断チャート

スタート

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を受給しましたか？

いいえ・わからない ↓

平成28年度分の**住民税**が**課税**されましたか？

はい →

いいえ ↓

平成28年度分の住民税が課税されている方の
扶養親族等になっていましたか？

はい →

いいえ ↓

昨年(平成28年)1月1日時点で生活保護を受けていて、
現在も引き続き**生活保護**を受けていますか？

はい →

いいえ ↓

支給対象者ではありません。

はい ↓

臨時福祉給付金(経済対策分)の
支給対象者となる可能性があります。

表1 非課税限度額(住民税が課税されない所得水準の目安)

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	93万円
夫婦(配偶者を扶養)	137.8万円
夫婦子1人(配偶者と子1人を扶養)	168.3万円
夫婦子2人(配偶者と子2人を扶養)	209.9万円

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦 (配偶者を扶養)	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

お問い合わせ先

● 申請方法に関するお問い合わせ先

本部町役場 福祉課

「臨時福祉給付金」窓口 電話:0980-47-2165

● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省

オー!みな いいきゅうふ

給付金専用ダイヤル : 0570(037)192